

2027年度法政大学大学院学生海外留学補助金 募集要項

「法政大学大学院学生海外留学補助金規程」に基づき、下記のとおり補助金申請を受け付けます。

1 応募資格

本大学院の修士課程又は博士後期課程在籍者で指導教員又は専攻主任等の推薦を受けた方。

ただし、以下に該当する方を除きます。

- a 学費を自己支弁していない方（国費外国人留学生、法政大学学位規則第25条第2項により学費免除となっている等）
- b 派遣海外留学・認定海外留学に関する規程による奨学金の受給者

2 採用数

若干名

3 対象となる留学先

留学先は、外国の大学院とし、当該国における正規の高等教育機関であり、かつ学位授与権を有するものとしします。

本補助金の対象は正規課程への留学に限りませんが、語学習得を目的とする語学留学や短期留学は含まれません。

4 留学期間

(1) 留学期間は6ヶ月以上1年以下とします。ただし、やむを得ない事由により留学期間の延長を希望するときは、所定の申請期間内に申請を行い、本学の許可を得て1年以内に限り延長することができます。

(2) 2027年4月～2028年3月までに留学を開始してください。

※留学期間を本学の在学期間を含めるか休学とするかは選択できます。

<留学期間を在学とする場合>留学期間中の本学の学費は、全額の納入が必要です。

<留学期間を休学とする場合>留学期間中の本学の学費は、休学在籍料10万円（年間）の納入が必要です。

5 補助金額

年間留学 上限200万円

6ヶ月留学 上限100万円

※〔4 留学期間〕により留学期間の延長が許可された場合、審査により上記と同額を上限として給付します。

※留学開始時点では留学期間延長時の給付は保証されていません。

6 申請期間

2027年4月7日（水）10時 ～ 4月20日（火）17時

7 申請書類

- (1) 「大学院学生海外留学補助金申請書」<院・海留様式Ⅰ>
- (2) 「大学院学生海外留学計画書」<院・海留様式Ⅱ>
- (3) 「指導教員等の推薦書」<院・海留様式Ⅲ>

※希望指導教員による推薦書を提出してください。なお、指導教員未定の場合は、在籍又は入学予定の研究科専攻主任等による推薦書を提出してください。

(4) 「銀行口座振込届」〈院・海留様式IV〉

(5) 留学先大学院の入学許可書又はそれに準ずる書類及び留学先大学院の概要書

※入学許可書には日本語訳をつけ、訳が正しいことを証明する指導教員の署名を付してください。

申請時にまだ入学許可を得られていない場合は後日提出することも可能です。

(6) 留学先大学院の教授言語の語学検定試験スコア

留学補助金申請時に有効なものに限ります。原本を提出するか、オンライン上で確認できるスコア表をプリントアウトしたものを提出してください。原本ではなく、オンライン上で確認できるスコア表をプリントアウトしたものを提出する場合は、申請書類提出窓口でオンライン上での画面確認を行う準備をしておいてください。

原則として、以下の検定試験のいずれかのスコアを提出してください。語学検定試験が実施されていない言語が教授言語となっている大学院への留学を希望する場合や、やむを得ない事由により語学試験のスコアを提出できない場合は、外部試験のスコアのかわりに、外部試験を受けることができなかった理由を説明する理由書と留学先の大学院で用いられる言語についての自分の能力についての自己評価書（書式自由）を提出してください。

- ・英語：IELTS[™]、TOEFL[®]、TOEIC[®]、TEAP、GTEC、英検、ケンブリッジ英検、国連英検
- ・中国語：HSK、中国語検定、TOCFL
- ・韓国語：韓国語能力試験（TOPIK）、ハングル能力検定試験
- ・ドイツ語：ドイツ語技能検定、Goethe-Zertifikat
- ・フランス語：実用フランス語技能検定、DELFL・DALFLのディプロム、TCF
- ・イタリア語：実用イタリア語検定
- ・ロシア語：ロシア語能力検定
- ・スペイン語：DELE、スペイン語技能検定
- ・上記以外の言語が教授言語である大学院に留学する場合：当該言語についての検定試験

〈例〉実用タイ語検定、インドネシア語技能検定試験

(7) 本大学院の入学許可書（写し）（入学予定者のみ）

※申請後に入学を辞退した場合は速やかに下記〔8 提出先〕に連絡してください。その時点で申請資格を失います。

8 申請書類提出先

以下のフォームより提出してください。

申請フォーム：<https://forms.gle/BfL4WkUZ6SeTNorL6>

9 受給者決定・交付時期

2027年5月中旬に面接を実施します（詳細の日時は申請者に後日ご連絡します）。面接実施後、研究科長会議で審議の上、受給者を決定します。申請者が多数の場合は減額する可能性があります。決定の通知は、6月下旬を目安にお知らせします。

ただし、補助金の給付は、留学する海外の大学院から入学許可を受け、入学通知書が提出された後に行います。入学許可を取り付けられない場合には、給付決定は取り消されます。また、補助金給付後、都合により留学を中止した場合、あるいは留学期間終了後に本大学院を修了しなかった場合には補助金の全額を、留学期間の2分の1以内に帰国した場合には補助金の半額を返還していただきます。帰国後に留学費用が補助金額を下回る場合にも、差額を返還していただきます。

10 留学生の義務

- (1) 「大学院学生海外留学研究成果報告書」〈院・海留様式V〉の提出
 - (2) 「大学院学生海外留学補助金会計報告書」〈院・海留様式VI〉の提出
 - (3) (学位取得・単位取得者のみ) 留学先大学院成績証明書の提出
 - (4) (研究目的の留学の場合のみ) 「大学院学生海外留学研究証明書」〈院・海留様式VII〉の提出
 - (5) 留学後、本大学院における修了
- ※ (1) ～ (4) は帰国後 1 ヶ月以内に提出してください。

11 併給の禁止

補助金により留学する方又は留学中の方は、次の補助金等の申請をすることができません。

- (1) 法政大学大学院博士後期課程研究助成金
- (2) 法政大学 100 周年記念大学院修士課程奨学金
- (3) 法政大学大学院学生論文掲載料補助
- (4) 法政大学大学院学会等発表補助金
- (5) 法政大学大学院現地調査費用実施補助
- (6) 法政大学大学院諸外国語による論文等校閲補助

12 単位の認定

- (1) 留学期間を在学とする場合

留学期間を在学とした場合、留学した大学等において履修した科目のうち、当該の専攻が適当と認められたものは、本学大学院の課程修了に必要な単位として認定されることがあります。ただし、15 単位を上限とします。帰国前に留学先大学で成績証明書等取得単位(科目)を証明する書類を作成してもらってください。海外留学生の申請に基づき、当該研究科および専攻において審査します。

- (2) 留学期間を休学とする場合

留学期間を休学として単位認定を希望する場合、「休学願」の提出と同時に以下の書類を提出して所属研究科の承認を得る必要があります。

- a 休学留学申請書
- b 海外留学計画書
- c 指導教授の推薦書
- d 留学先大学院の入学許可書
- e 留学先大学院の概要書

※留学期間を休学とすることを希望する場合は、上記申請期間中に〔8 提出先〕の大学院担当に申し出てください。認定が許可された場合は上記(1)の要領で単位認定を行います。ただし、政策創造研究科においては春学期休学ができませんのでご注意ください。

13 問合せ先

法政大学大学院事務部大学院課

TEL: 03-5228-0552

問合せフォーム: <https://forms.gle/WsFC36zJYnnkzKA16>



以上